日之影町農業委員会 第22回総会

開催日時 : 令和4年5月23日(月) 午前9時開会

開催場所 : 役場 町民ホール

出席委員 : 甲斐 幹男 松本 貴美子 穂積 ミサ子 山本 英二

米田 正 矢通 広信 工藤 昭一 今村 浩二三

一水 秀樹 甲斐 直 髙岡 光美 中川 今朝久

押方 徹 甲斐 秀人 戸髙 和子

欠席委員 : 桝田 隆盛

議事日程 : ① 議案第75号

「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権賃借)の承認について」

② 議案第76号

「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権賃借)の承認について」

④ 議案第77号

「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」

⑤ 議案第78号

「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」

④ 議案第79号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

議長

これから日之影町農業委員会総会を開会します。

本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。

はじめに、議事録署名委員を指名します。

7番 工藤昭一 委員、8番 今村浩二三 委員 にお願いします。

それでは、これより審議に入ります。

議案第75号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権賃借)の 承認」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案第75号について説明・朗読)

議長

以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員

現地については、事務局と5月11日に確認しました。

先月の議案66号と貸し手、受け手ともに同じ方になります。

貸し手の○○さんは57歳、△△にお住まいで、□□にお務めです。

受け手の●●さんは△△の方で、51歳です。▲▲から1年前に日之影町に移住され、 現在水稲等の栽培を行っています。今回、規模を拡大されるということで、申請地を借 りることになったようです

場所は、△△集落内で○○さん宅の横になります。水稲を栽培されるとのことでした。 賃借期間は令和4年7月1日から令和9年6月30日までの5年間になります。 ご審議をお願いします。

議長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員

実際は何個かに分かれているのですか。

担当委員

3つに分かれています。

委員

賃借料は無料ですか。

担当委員

無料になります。

委員

先月も賃借料は0円ですか。

事務局

0円です。

議長

他に質疑はありませんか。 (質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第75号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積 計画(利用権賃借)の承認」について、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を 求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第75号は、申請のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第76号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権賃借)の承認」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案第76号について説明・朗読)

議長

以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員

現地については、事務局と5月11日に確認しました。

貸し手の○○さんは42歳、△△にお住まいです。

受け手は●●になります。今回、申請地を借り受け、サツマイモを栽培されるそうです。作付けしたサツマイモは▲▲に卸すそうです。

場所は、□□さんの国道下の家の近くになります。申請地は4~5年程耕作されておらず、草刈等の管理のみが行われていたようです。

賃借期間は令和4年7月1日から令和9年6月30日までの5年間になります。 ご審議をお願いします。

議長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員

解除条件付きとは、どういうことですか。

事務局

農業者や農地所有適格法人以外の方が農地を賃借する場合は、契約に農地が適正に利用されていなければ、契約を解除する旨の記載がある場合に限り、農地の賃借ができるやり方になります。

議長

他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第76号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権賃借)の承認」について、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第76号は、申請のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第77号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移 転)の承認」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案第77号について説明・朗読)

議長

以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員

説明いたします。

現地については、事務局と5月9日に確認しました。

譲渡人の○○さんは95歳、△△集落にお住まいです。ご家族の方も農業はできない とのことで、少しずつ農地の整理をしているそうです。

譲受人の●●さんは65歳、▲▲集落にお住まいで、水稲やWCS等を栽培されています。

以前は、○●の□□さんが借りてタバコを作付けしていましたが、辞められて耕作されていない状態が数年あったようです。その後●●さんが機構を通して賃借していましたが、今回売買に至ったとのことでした

場所は、●●さんの自宅のすぐ横になるところで、サツマイモを栽培されるとのことでした。売買金額は517,500円です。

サツマイモは■■に卸す予定のようです。

ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員 現在は水利権がないのですか。

担当委員 │ ○○さんが早い段階から水利権は解除したそうです。

委員 水利権の復帰はできますか。

担当委員 水利権の復帰はできます。

議長 他に質疑はありませんか。 (質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第77号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認」について、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第77号は、申請のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第78号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転) の承認」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局(議案第78号について説明・朗読)

以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 説明いたします。

議長

現地については、事務局と4月10日に確認しました。

譲渡人の○○さんは67歳、△△集落にお住まいです。

譲受人の●●さんは73歳、同じく△△集落にお住まいで、奥さんと息子さん夫婦の 4人暮らしで、畜産を営まれ、水稲や飼料作を栽培されています。

場所は、●●さん宅の横になり、以前より●●さんが借りて、人工ほた場として使用

していましたが、今回売買の話に至ったようです。

売買価格は100,000円です。

ご審議をお願いします。

議長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員

人工ほた場は農地ですか。

事務局

農地の取り扱いになります。

議長

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第78号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積 計画(所有権移転)の承認」について、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を 求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第78号は、申請のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第79号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と します。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案第79号について説明・朗読)

議長

以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員

説明いたします。

現地については、事務局と5月9日に確認しました。

譲渡人の○○さんは56歳で△△にお住まいです。

譲受人の●●さんは60歳で、▲▲集落にお住まいで、奥さんとお子さんの3人暮ら しです。

場所は、●●さん宅の横になり顛末書(てんまつしょ)も添付されていますが、すでに売買及び土地の整備も終わっており、現在は一部を道路、一部を駐車場として使用しております。

ご審議をお願いします。

議長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員

何年前からこの状態ですか。

担当委員

●●さんが駐車場にするまでは、荒れている状態でした。

○○さんも○○に住まわれているので、栗を少しと家の周りの草切りをするぐらいで、ほとんど農業はされていません。

議長

他に質疑はありませんか。 (質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第79号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第79号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

以上で、本日予定しておりました審議は全て終了しました。 第22回の農業委員会総会を終了します。お疲れ様でした ありがとうございました。